

若者の消費者被害防止

政策課題1 消費者被害を防止し、救済を図る
政策課題4 「自ら考え行動する」消費者になるよう支援する

若者の被害相談の状況

都内の若者に多い消費者トラブル(販売手口等) 相談件数(単位:件) *複数集計

	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度
架空・不当請求	16,347	10,704	10,033	6,705
無料商法	2,350	1,758	1,703	1,151
多重債務	1,259	1,412	1,246	913
サイドビジネス商法	962	1,135	924	639
キャッチセールス	1,663	1,370	991	604
マルチ・マルチまがい商法	930	965	794	532
アポイントメントセールス	755	555	426	294
若者の全相談件数	34,688	27,981	27,720	20,692

29歳以下の契約当事者

若者の相談事例

「無料」表示につられて完全無料だと思い携帯電話のゲームサイトに登録したら、アイテムの購入やパケット通信料で高額な請求を受けた。

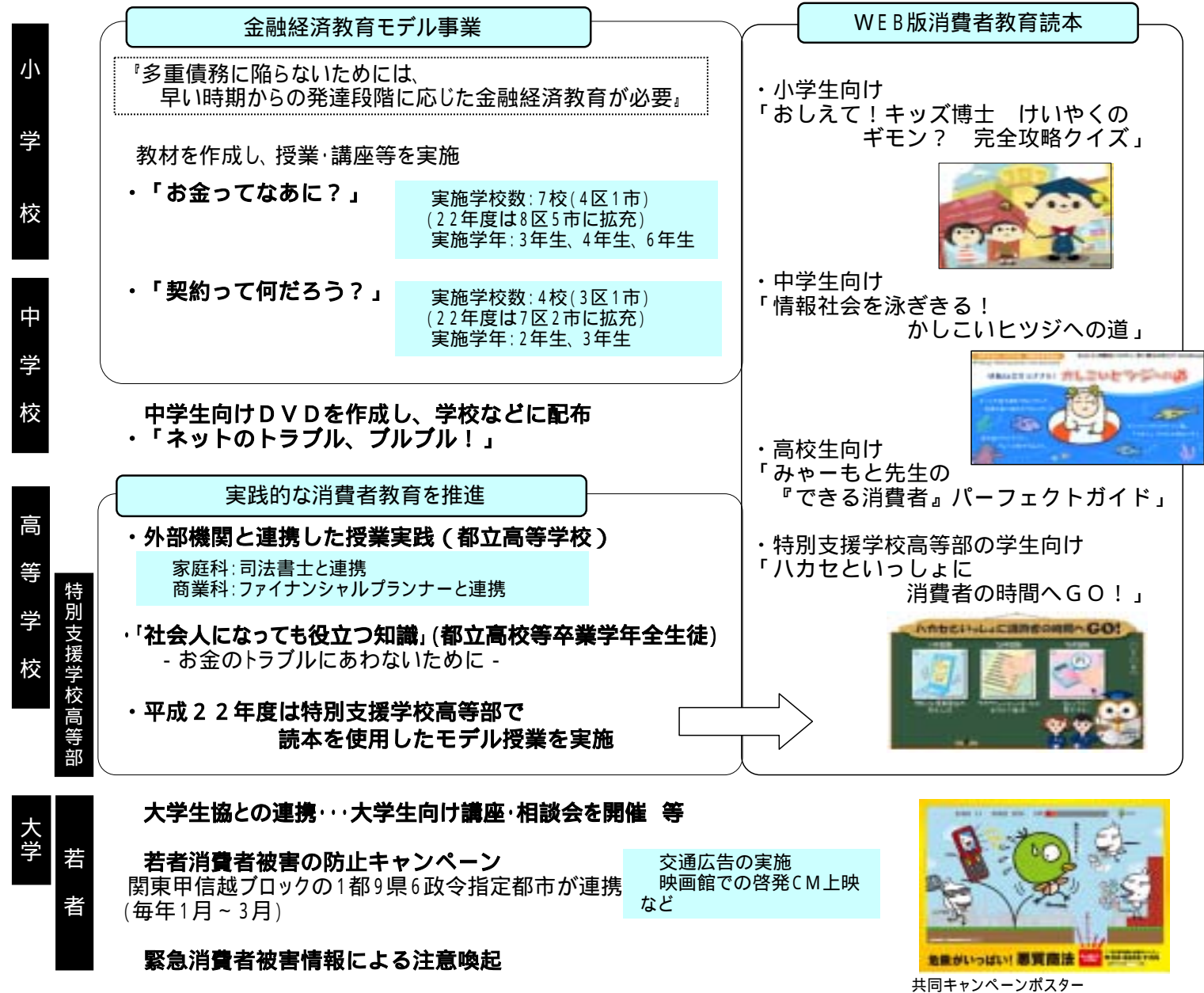
出会い系サイトで頻りにメールのやりとりをさせて高額な利用料金の請求を受けた。

派遣社員として働いているが、派遣先から継続できないかもしれないと言われている。生活費として借入した債務が少しずつ膨らんでおり、債務整理をしたい。

ドロップショッピングのネット広告を見てアドレスを登録後、営業マンから「絶対に儲かる」と勧誘を受けて契約したが、思い通りの利益が出ない。

友人に誘われたメイクのセミナーで、アドバイザーという数人の女性に囲まれ、商品を購入、アドバイザーになると報酬ももらえると言われ、会員登録した。後で考えると強引な勧誘であり、解約したい。

東京都の主な取り組み(年齢等に応じた消費者教育の拡充)



《都内の教員等向けの支援》

- ・消費者問題教員講座、教員向け情報提供誌「わたしは消費者」の発行
- ・都内の学校が悪質商法被害防止講座を開催する際に、コンシューマー・エイドを講師として派遣

若者の消費者トラブルの特徴

若者の消費者相談は減少傾向にあるが、社会経験の乏しい若者を狙った悪質な勧誘手口によるトラブルも依然として後をたたない。

インターネットに関わるトラブル

多重債務問題やサイドビジネス商法トラブル

その他、キャッチセールス、アポイントメントセールス、マルチ商法 など

今後の課題

大学生等若者に対する消費者教育・啓発のあり方